

J R 東海労幹関西地「申」第 4 号

2 0 2 5 年 8 月 2 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

J R 東海からの出向社員に関する申し入れ

J R 東海社員の出向先である株式会社関西新幹線サービックにおいて、多数労働組合であるサービック労働組合が『新幹線ニュース』2 0 2 5 年 6 月 2 7 日付（通算 4 9 6 号）を発行した（別紙）。この『新幹線ニュース』は、各事業所の組合掲示板に掲出され、サービックに勤務する多数の従業員をはじめ不特定の業者にも閲覧された。

この『新幹線ニュース』には、「J R 東海の社員としての義務を放棄し、ましてやグループ会社に土足で上がり込み」、「彼ら出向社員は J R から給料が支給されていると、皆さん思っているでしょうが、サービック会社が出向負担金として正社員と同等の賃金を負担しています。それはプロパー社員の皆さんが汗水垂らして稼いだお金です。」、「早々にお引き取りいただき」と記載されていた。この『新幹線ニュース』の発行は、J R 東海からの出向社員の名誉棄損だけに留まらず、J R 東海としても決して放置できない内容を孕んでいる由々しき事態だと考える。よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

1. 出向社員が J R 東海の社員としての義務を放棄した事実について明らかにすること。
2. 出向社員の給料（給与）はどこが支払っているのか明らかにすること。
3. サービックから出向取り止めの依頼があったのか明らかにすること。

以 上